

2014/04/30 14:21 現在の情報です。

福岡市中央区天神二丁目14番8号
 総合メディカル株式会社
 会社法人等番号 2900-01-008379



商号	株式会社総合メディカル、リース	
	総合メディカル株式会社	平成 1年10月 2日変更
本店	福岡市中央区天神二丁目14番8号福岡天神センタービル5階	
	福岡市中央区天神二丁目14番8号	昭和55年12月 3日変更
公告をする方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 http://www.sogo-medical.co.jp/ir/sa/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月21日変更
		平成18年12月14日登記
会社成立の年月日	昭和53年6月12日	
目的	1. 医療機関・福祉施設・薬局およびそれに関連する機関の経営コンサルティング業務 2. 医療機関・福祉施設・薬局の経営管理指導および業務の受託 3. 医療機関の合併・提携および営業権・有価証券の譲渡に関する指導・仲介・斡旋の業務 4. 病院および診療所（又は医療機関）の企画・設計・経営に関する業務 5. 医療機関および在宅患者ならびに在宅要介護者への給食事業 6. 医療施設・福祉施設・薬局およびそれに関連する施設の新設、増改築に関する調査・企画・立案・設計・監理・施工の業務およびその仲介・斡旋の業務 7. 土地・建物の売買・賃貸借・管理とその斡旋の業務 8. 金銭の貸付および融資の斡旋ならびに保証業務 9. 生命保険会社および損害保険会社に対する特定証券業務（金融商品取引法第65条の2第1項）の委託の斡旋および支援 10. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 11. 生命保険の募集に関する業務 12. 調剤薬局の経営 13. ドラッグストアの経営 14. 医薬品・医薬部外品・毒物・劇物・麻薬・輸血用血液および薬用酒類の販売 15. 化粧品・衛生用品および日用雑貨の販売 16. 医療・通信・放送・電気・精密・防災・厨房・空調・事務用機器および設備ならびにコンピュータ、ソフトウェア、自動車、船舶、広告用構築物、什器備品、家具およびインテリア用品などのリース・賃貸借ならびに売買（割賦販売を含む。） 17. 有料職業紹介業 18. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業 19. 病院、薬局、在宅患者および在宅要介護者への医療品・医薬品輸送業務 20. 病院、薬局、在宅患者および在宅要介護者の介護、介護補助受託業務 21. 訪問介護事業 22. 介護用品の販売、賃貸および斡旋に係わる業務 23. 医療機関の医薬品、診療材料等の管理業務の受託 24. 臨床検査業務 25. 一般廃棄物および産業廃棄物の収集・運搬ならびに処理に関する業務 26. 書籍の出版および販売事業 27. コンビニエンスストアの経営 28. 前各号に附帯する一切の業務 平成21年 6月17日変更 平成21年 6月24日登記	
	1. 医療機関・福祉施設・薬局およびそれに関連する機関の経営コンサルティング業務 2. 医療機関・福祉施設・薬局の経営管理指導および業務の受託 3. 医療機関の合併・提携および営業権・有価証券の譲渡に関する指導・仲介・斡旋の業務 4. 病院および診療所（又は医療機関）の企画・設計・経営に関する業務 5. 医療機関および在宅患者ならびに在宅要介護者への給食事業 6. 医療施設・福祉施設・薬局およびそれに関連する施設の新設、増改築に関する調査・企画・立案・設計・監理・施工の業務およびその仲介・斡旋の業務 7. 土地・建物の売買・賃貸借・管理とその斡旋の業務	

	8. 金銭の貸付および融資の斡旋ならびに保証業務 9. 生命保険会社および損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援 10. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 11. 生命保険の募集に関する業務 12. 調剤薬局の経営 13. ドラッグストアの経営 14. 医薬品・医薬部外品・毒物・劇物・麻薬・輸血用血液および薬用酒類の販売 15. 化粧品・衛生用品および日用雑貨の販売 16. 医療・通信・放送・電気・精密・防災・厨房・空調・事務用機器および設備ならびにコンピュータ、ソフトウェア、自動車、船舶、広告用構築物、什器備品、家具およびインテリア用品などのリース・賃貸借ならびに売買（割賦販売を含む。） 17. 有料職業紹介業 18. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業 19. 病院、薬局、在宅患者および在宅要介護者への医療品・医薬品輸送業務 20. 病院、薬局、在宅患者および在宅要介護者の介護、介護補助受託業務 21. 訪問介護事業 22. 介護用品の販売、賃貸および斡旋に係わる業務 23. 医療機関の医薬品、診療材料等の管理業務の受託 24. 臨床検査業務 25. 一般廃棄物および産業廃棄物の収集・運搬ならびに処理に関する業務 26. 書籍の出版および販売事業 27. コンビニエンスストアの経営 28. 前各号に附帯する一切の業務 平成24年 6月20日変更	平成24年 7月 5日登記
単元株式数	100株	平成12年 4月21日変更 平成12年 4月25日登記
発行可能株式総数	2000万株	平成13年 6月18日変更 平成13年 6月21日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 767万78株	平成20年 6月30日変更 平成20年 7月 4日登記
資本金の額	金35億1340万9901円	平成20年 6月30日変更 平成20年 7月 4日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社福岡支店 本店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 平成23年 6月18日変更	平成23年 7月 4日登記
役員に関する事項	取締役 小山田 浩 定 取締役 小山田 浩 定 取締役 小山田 浩 定 取締役 小山田 浩 定 取締役 金納 健 太 郎 取締役 金納 健 太 郎	平成22年 6月18日重任 平成22年 7月 1日登記 平成23年 6月17日重任 平成23年 7月 4日登記 平成24年 6月20日重任 平成24年 7月 5日登記 平成25年 6月21日重任 平成25年 7月 5日登記 平成22年 6月18日重任 平成22年 7月 1日登記 平成23年 6月17日重任 平成23年 7月 4日登記

取締役	金 納 健 太 郎	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	金 納 健 太 郎	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	坂 本 賢 治	平成22年 6月18日重任
		平成22年 7月 1日登記
取締役	坂 本 賢 治	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
取締役	坂 本 賢 治	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	坂 本 賢 治	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	三 木 田 慎 也	平成22年 6月18日重任
		平成22年 7月 1日登記
取締役	三 木 田 慎 也	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
取締役	三 木 田 慎 也	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	三 木 田 慎 也	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	田 代 五 男	平成22年 6月18日就任
		平成22年 7月 1日登記
取締役	田 代 五 男	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
取締役	田 代 五 男	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	田 代 五 男	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	新 村 元 市	平成22年 6月18日就任
		平成22年 7月 1日登記
取締役	新 村 元 市	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
		平成24年 6月20日退任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	橋 本 浩 一	平成22年 6月18日就任
		平成22年 7月 1日登記
取締役	橋 本 浩 一	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
取締役	橋 本 浩 一	平成24年 6月20日重任

取締役	橋本浩一	平成24年 7月 5日登記
		平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	中島孝生	平成22年 6月18日就任
		平成22年 7月 1日登記
取締役	中島孝生	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
取締役	中島孝生	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	中島孝生	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	本田俊正	平成22年 6月18日就任
		平成22年 7月 1日登記
取締役	本田俊正	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
取締役	本山俊正	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
		平成25年 6月21日退任
		平成25年 7月 5日登記
取締役 (社外取締役)	野上誠	平成22年 6月18日就任
		平成22年 7月 1日登記
取締役 (社外取締役)	野上誠	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
取締役 (社外取締役)	野上誠	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
取締役 (社外取締役)	野上誠	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	黒田誠	平成24年 6月20日就任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	黒田誠	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	寺田孝英	平成24年 6月20日就任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	寺田孝英	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	貞久雅利	平成24年 6月20日就任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	貞久雅利	平成25年 6月21日重任

		平成25年 7月 5日登記
取締役	原口 錠二	平成24年 6月20日就任
		平成24年 7月 5日登記
取締役	原口 錠二	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
取締役	中島 護貴	平成25年 6月21日就任
		平成25年 7月 5日登記
代表取締役	小山田 浩定	平成22年 6月18日重任
		平成22年 7月 1日登記
代表取締役	小山田 浩定	平成22年10月24日住所 移転
		平成22年12月14日登記
代表取締役	小山田 浩定	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
		平成24年 3月31日辞任
		平成24年 4月 2日登記
代表取締役	金納 健太郎	平成22年 6月18日重任
		平成22年 7月 1日登記
代表取締役	金納 健太郎	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
		平成24年 3月31日辞任
		平成24年 4月 2日登記
代表取締役	田代 五男	平成24年 4月 1日就任
		平成24年 4月 2日登記
代表取締役	田代 五男	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
代表取締役	田代 五男	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
代表取締役	田代 五男	平成25年 8月 4日住所 移転
		平成25年 8月 8日登記
代表取締役	坂本 賢治	平成24年 4月 1日就任
		平成24年 4月 2日登記
代表取締役	坂本 賢治	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
代表取締役	坂本 賢治	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
監査役	右田 幸雄	平成21年 6月17日重任
(社外監査役)		平成21年 6月24日登記
		平成25年 5月18日死亡

		平成25年 6月18日登記
監査役	新道弘康	平成21年 6月17日重任
(社外監査役)		平成21年 6月24日登記
		平成25年 6月21日退任
		平成25年 7月 5日登記
監査役	大野 穰	平成21年 6月17日重任
(社外監査役)		平成21年 6月24日登記
監査役	大野 穰	平成25年 6月21日重任
(社外監査役)		平成25年 7月 5日登記
監査役	高木周策	平成22年 6月18日就任
		平成22年 7月 1日登記
		平成24年 6月20日辞任
		平成24年 7月 5日登記
監査役	平尾昭二	平成24年 6月20日就任
		平成24年 7月 5日登記
監査役	平尾昭二	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
監査役	渡邊清孝	平成25年 6月21日就任
(社外監査役)		平成25年 7月 5日登記
監査役	福田 健	平成25年 6月21日就任
(社外監査役)		平成25年 7月 5日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成22年 6月18日重任
		平成22年 7月 1日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成23年 6月17日重任
		平成23年 7月 4日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成24年 6月20日重任
		平成24年 7月 5日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成25年 6月21日重任
		平成25年 7月 5日登記
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成18年 6月21日設定 平成18年 8月10日登記	
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 4500個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 45万株(新株予約権1個当たり100株)</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 金211円</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。 (2)新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、</p>	

当初、3300円とする（以下「当初行使価額」という。）。

行使価額の修正
当社は平成24年5月7日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。
行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、2933円（平成24年4月17日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値）とする。下限行使価額は、次のように調整される。

行使価額の調整
(1) 当社は、新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利のすべてが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利のすべてが当該対価の確定時点で条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 上記①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。

ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)

① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、(2)④の場合は基準日)に先立つ45取引口目に始まる30取引口の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けて終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記(2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、(2)に従った調整を行うものとする。

(7) 行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、(2)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年5月7日から平成27年5月6日までとする。ただし、当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当日以降、当社取締役会が新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、新株予約権1個当たり211円の価額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

平成24年 5月 7日発行

平成24年 5月21日登記

平成25年5月17日新株予約権全部消却

平成25年 5月31日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

4500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 45万株(新株予約権1個当たり100株)

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

金87円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、3300円とする(以下「当初行使価額」という。)

行使価額の修正

当社は平成24年5月7日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。

行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を新株予約権者に通知

するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、2933円（平成24年4月17日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値）とする。下限行使価額は、次のように調整される。

行使価額の調整

(1) 当社は、新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{普通株式数}}}{\text{時価}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利のすべてが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 上記①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生日が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する口（ただし、(2)④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する口の1ヶ月前の口における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記(2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、(2)に従った調整を行うものとする。

(7) 行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、(2)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年5月7日から平成27年5月6日までとする。ただし、当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当日以降、当社取締役会が新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までにを行うことにより、取得日の到来をもって、新株予約権1個当たり87円の価額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

平成24年	5月	7日発行
平成24年	5月	21日登記

平成25年5月17日新株予約権全部消却

平成25年 5月31日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

4500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 45万株（新株予約権1個当たり100株）

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

金58円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、3300円とする（以下「当初行使価額」という。）。

行使価額の修正

当社は平成24年5月7日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。

行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1

円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、2933円（平成24年4月17日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値）とする。下限行使価額は、次のように調整される。

行使価額の調整

(1) 当社は、新株予約権の割当日後、(2)に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{普通株式数}} \right)}{\text{時 価}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① (4) ②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利のすべてが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 上記①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4)
- ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、(2)④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けて終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) (2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記(2)の規定にかかわらず、(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、(2)に従った調整を行うものとする。

(7) 行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、(2)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年5月7日から平成27年5月6日までとする。ただし、当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当日以降、当社取締役会が新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、新株予約権1個当たり58円の価額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

平成24年 5月 7日発行

平成24年 5月 21日登記

平成25年5月17日新株予約権全部消却

平成25年 5月 31日登記

吸収合併

平成24年10月1日横浜市中区桜木町一丁目1番地7 TOCみなとみらい10階株式会社新鶴沼薬局を合併

平成24年10月15日登記

平成24年10月1日熊本県八代市竹原町1658番2有限会社ひばり薬局を合併

平成24年10月15日登記

平成25年4月1日群馬県館林市本町二丁目5番48号総合メディカル・ファーマシー関東株式会社を合併

平成25年 4月 15日登記

平成26年4月1日福岡市中央区天神二丁目14番8号福岡天神センタービル5階総合ヘルスケアサービス株式会社を合併

平成26年 4月 14日登記

取締役会設置会社に関する事項

取締役会設置会社

平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

監査役設置会社に関する事項

監査役設置会社

平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記

監査役会設置会社に関する事項

監査役会設置会社

平成18年 6月 30日登記

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月30日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成 9年11月20日移記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。